防火設備に関する法第六十一条の認定に係る評価	
三十分間を超え四十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十七万円
四十分間を超え五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十八万円
五十分間を超え六十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十九万円
六十分間を超え七十五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百万円
七十五分間を超え九十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百二万円
九十分間を超え百五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百四万円
百五分間を超え百二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百五万円
令第一条第五号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十三万円
（略）	（略）
令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十三万円
（略）	（略）
令第二十条の二第一号ニの認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の三第二項第一号ロの認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十一万円
令第二十条の七第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の七第三項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の七第四項の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の八第一項第一号ロ(1)の認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価	四十一万円
令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十一万円

防火設備に関する法第六十一条の認定に係る評価	
三十分間を超え四十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十六万円
四十分間を超え五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十七万円
五十分間を超え六十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十八万円
六十分間を超え七十五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十九万円
七十五分間を超え九十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百一万円
九十分間を超え百五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百三万円
百五分間を超え百二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百四万円
令第一条第五号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十二万円
（略）	（略）
令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十二万円
（略）	（略）
令第二十条の二第一号ニの認定に係る評価	四十万円
令第二十条の三第二項第一号ロの認定に係る評価	四十万円
令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十万円
令第二十条の七第二項の認定に係る評価	四十万円
令第二十条の七第三項の認定に係る評価	四十万円
令第二十条の七第四項の認定に係る評価	四十万円
令第二十条の八第一項第一号ロ(1)の認定に係る評価	四十万円
令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価	四十万円
令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	四十万円